

記入例

別記様式第二

生産緑地買取申出書

令和 元 年 6 月 1 日

武蔵村山市長 殿

土地所有者の住所・氏名・電話番号を記入する。所有者が複数いる場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に所有者全員の住所・氏名・電話番号を記入してください。

申出をする者	住所	武蔵村山市本町1-1-1
	氏名	村山太郎 (実印) 印
	電話	042-565-1111

ビニールハウスや農機具小屋がある場合は記入する。

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

1 買取り申出の理由

農業の主たる従事者 村山一朗 の死亡のため (平成31年2月1日)

2 生産緑地に関する事項

土地の所在及び地番		地目	地積 m ²
武蔵村山市本町1-100-1		畑	1,000
<p>一筆の一部について買取り申出をする場合は、地番の後に「の一部」と記入する。</p> <p>一筆の一部について買取り申出をする場合は、全体の面積を括弧書きで記入する。 【例】 600・・・一部買取りの面積 (1,000)・・・全体の面積</p>			
当該生産緑地に存する所有権			
種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所	

抵当権等ある場合は記入する。

3 参考事項

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

土地の所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積 m ²
武蔵村山市本町1-100-1	農機具小屋	木造	10
当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
	種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
村山太郎 武蔵村山市本町1-1-1			

(2) 買取り希望価格

150,000 円/m² × 1,000 m²
150,000,000 円

(3) その他参考となるべき事項

一筆の一部について買取り申出をする場合は、一部買取りの面積を記入する。
 【例】 全体の面積 1,000 m²
 一部買取りの面積 600 m²
 買取り希望価格 150,000 円/m² × 600 m²
 90,000,000 円

4 添付書類

- 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書
- 位置図 (申請地を赤枠で囲む)
- 公図の写し (申請地を赤枠で囲む)
- 実測図 (一筆の一部について買取り申出をする場合)
- 登記事項証明書 (全部事項証明書、3か月以内のもの)
- 印鑑登録証明書 (権利者が複数の場合は全員のもの)
- 同意書
- 故障認定基準に該当することを証明できるもの (故障の場合)
 ※ 認定基準のその他事由(4)の場合は、事前相談及び故障の認定申請が必要になりますので、買取り申出前に故障認定申請書及び医師の診断書を提出してください。また、買取り申出の際には、故障認定結果通知書の写しを添付してください。
- 戸籍謄本 (全部事項証明書) (遺産分割協議前に買取り申出をする場合)
 ※ 法定相続人全員の連名で申請できますが、相続人関係図を作成の上、被相続人の出生から死亡までを確認できる戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍と法定相続人全員の戸籍謄本 (全部事項証明書) を添付してください。
- 遺産分割協議書の写し (相続登記前に買取り申出をする場合)

備 考

- 1 「買取り申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。
なお、生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき同令第2条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同令第4条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。
 - 2 「生産緑地に関する事項」については、買取り申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第1項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては「所在及び番地」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。
 - 3 「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。
 - 4 「地積」の欄には、土地登記簿に登録された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。
 - 5 「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。
 - 6 申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- ※ 当該生産緑地買取り申出の記載内容については、生産緑地法の規定に基づき地方公共団体等に買取り希望の有無を照会する際等に、当該関係機関（東京都及び農業委員会等）に対してのみ情報提供しますので御了承ください。